

令和3年度 第94回

全国安全週間

持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場



令和3年度 第94回 全国安全週間

目次

■ 第94回 全国安全週間を迎えるにあたって／愛知労働局長 伊藤 正史	3
■ 令和3年度 全国安全週間実施要綱	4
■ 労働災害発生状況	6
1 労働災害による死傷者の発生状況	6
2 死亡災害の発生状況	7
3 高齢労働者における労働災害発生状況等	8
4 外国人労働者における労働災害発生状況等	9
■ 安全衛生に関するトピックスのご案内	10
● 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)	10
● STOP! 転倒災害プロジェクト～転倒災害の防止に取り組みましょう～	10
● 外国人労働者に対する安全衛生教育には、適切な配慮をお願いします	11
● eラーニング等により行われる安全衛生教育等の実施について	12
● 熱中症を防ごう! ～STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン	12
● 「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガ」が特定化学物質(第2類物質)になりました	12
● 石綿障害予防規則が改正されました	12
● 電離放射線障害防止規則が改正されました	13
● 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて	13
● 危なさ向きあおう/論理的な安全衛生管理の推進・定着	13
■ コラム 危なさ向きあおう「安全とは」	14
■ リスクアセスメント推進大会のご案内	15
■ リスクアセスメント出前講座のご案内	16

第94回 全国安全週間を迎えるにあたって

愛知労働局長 伊藤 正史

令和3年度の全国安全週間は、「**持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場**」をスローガンに、6月1日～30日を準備期間として、7月1日～7日の間、全国で展開されます。

同週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく連綿と続けられ、今年で94回目を迎えます。

この間、産業安全に関係する皆様方のご理解の下、各種安全管理の取組みを通じて安全水準は着実に向上していますが、なお多くの労働災害が発生しています。

愛知県における、令和2年の労働災害の発生状況は死亡災害50人、死傷災害（「死亡・休業4日以上」以下同じ。）7,461人。愛知労働局が策定し、推進を図っている「第13次労働災害防止推進計画」の目標に掲げた「2022年までに、死亡災害について年間40人を下回りさらなる減少を目指す。死傷災害について年間6,400人以下を目指す。」ことの達成に向け、なお一層の取組みが必要な状況と、危機感を有しております。

このような状況も踏まえ、愛知労働局では、令和3年度第1四半期を中心に労働災害防止に係る各般の重点的な取組みに着手しています。

まず、「**危なさ向きあおう**」をキャッチフレーズに、作業に関わる危なさを整理し、管理下に置くことを提唱し、その具体的手法であるリスクアセスメントについて、「リスクアセスメント出前講座」等を実施し、これに併せて創設する「**愛知労働局リスクアセスメント推進事業場宣言**」により、リスクアセスメントの推進に積極的な取組みを行う姿勢を事業場内外に示すことにより、宣言事業場におけるリスクアセスメントの取組みを一層促進し、もって、愛知労働局管内全体における安全衛生管理水準の向上（論理的な安全衛生管理の推進・定着）を図ります。

また、高年齢労働者に係る労働災害が増加傾向にあり、昨年、愛知県では死傷災害の被災者のうち4人に一人が60歳以上となっている実態も踏まえ、「**高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン**」（エイジフレンドリーガイドライン）の普及、これに基づく、事業場における取組みを進めます。

さらに、各職場においても新型コロナウイルス感染症の感染拡大が進んでいることから、「**職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト**」「**取組の5つのポイント**」をあらゆる機会に周知し、基本的な感染防止対策の徹底をお願いしています。

昨年の愛知県内における熱中症による死傷災害は92人（死亡4人、休業88人）と全国ワースト1となったことから、本格的な夏を迎える前に職場における熱中症撲滅を、との思いから、5月より集中的な取組みに着手し、**WBGT計等を用いた科学的根拠を伴う熱中症対策**の徹底を図っています。

事業場の皆様におかれましては、全国安全週間を契機とし、上記の各重点に留意の上、従来の安全管理体制・取組みの再確認を行い、より積極的な対応に結びつけていただきますようお願いいたします。

令和3年度全国安全週間実施要綱

1 趣旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で94回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しており、令和2年の労働災害による死亡者数は3年連続で過去最少となる見込みである。

一方、休業4日以上労働災害による死傷者数は、高齢者の労働災害、転倒災害や「動作の反動・無理な動作」による労働災害が年々増加していることに加え、新型コロナウイルス感染症の罹患による労働災害の増加により、平成14年以降で最多となる見込みである。

このような状況において労働災害を減少させるためには、働く高齢者の増加等の就業構造の変化や新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う社会情勢の変化等に対応し、将来を見据えた持続可能な安全管理を継続して実施していく必要がある。

これにより、すべての働く方が安心して安全に働くことのできる職場の実現を目指すことを決意して、令和3年度全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場

2 期間

7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実施者

各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。実施にあたっては、マスク着用、手指消毒、いわゆる「3つの密」を避けるようにする等、新型コロナウイルス感染症に対する基本的な感染防止対策を徹底することはもとより、各自治体等の要請等に従う。

- (1) 安全広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報を行う。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。

- (6) 「国民安全の日」（7月1日）の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

9 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。実施にあたっては、マスク着用、手指消毒、いわゆる「3つの密」を避けるようにする等、新型コロナウイルス感染症に対する基本的な感染防止対策を徹底することはもとより、各自治体等の要請や業界団体が作成する「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」等に従う。

- (1) 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項
 - ① 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
 - ② 安全パトロールによる職場の総点検の実施
 - ③ 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
 - ④ 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
 - ⑤ 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
 - ⑥ 「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施
- (2) 継続的に実施する事項
 - ① 安全衛生活動の推進
 - ア 安全衛生管理体制の確立
 - (7) 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
 - (4) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
 - (9) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
 - (5) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
 - イ 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
 - (7) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
 - (4) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
 - (9) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
 - (5) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
 - ウ 自主的な安全衛生活動の促進
 - (7) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
 - (4) 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化
 - エ リスクアセスメントの実施
 - (7) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
 - (4) SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメ

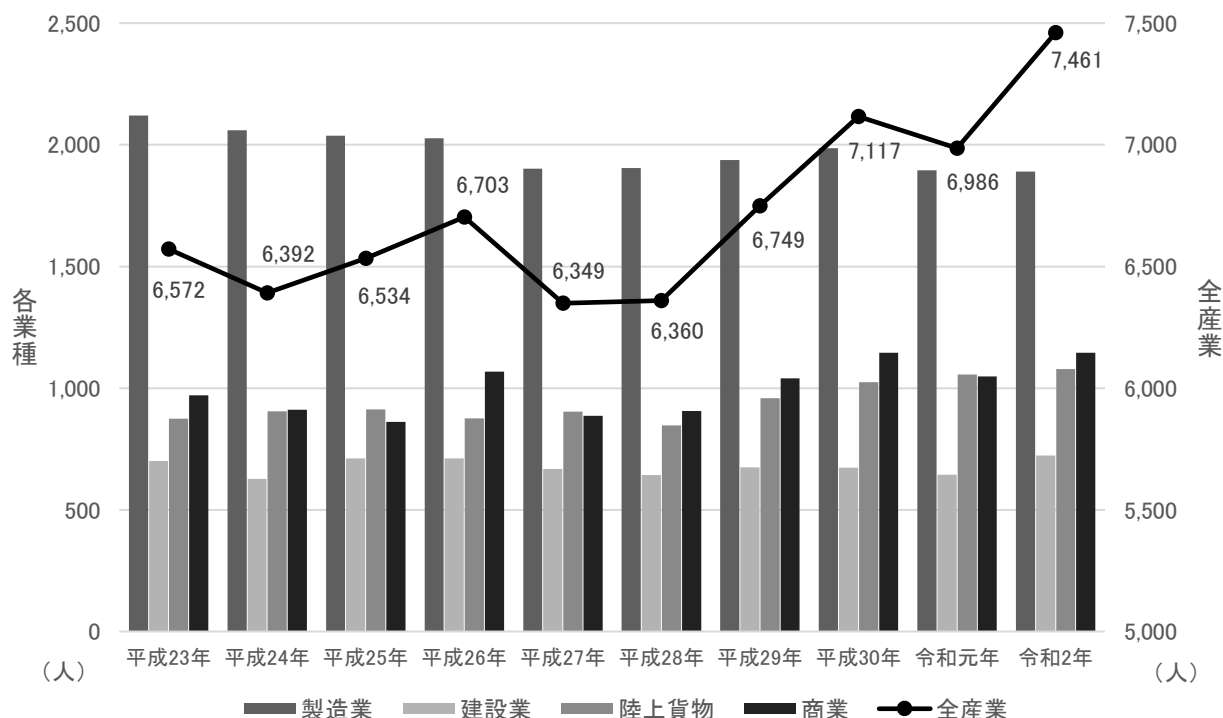
- ント及びその結果に基づく措置の推進(「ラベルでアクション」の取組の推進)
- オ その他の取組
- (7) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- (4) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実
- (7) 策定予定の「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施
- ② 業種の特性に応じた労働災害防止対策
- ア 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
- (7) 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
- (4) 経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知
- (7) 職場点検、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化
- (エ) 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発
- イ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
- (7) 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施
- (4) 積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施
- (7) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
- (エ) トラックの逸走防止措置の実施
- (オ) トラック後退時の後方確認、立ち入り制限の実施
- ウ 建設業における労働災害防止対策
- (7) 一般的事項
- a 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、改正された法令に基づくフルハーネス型墜落制止器具の積極的な導入と適切な使用
- b 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
- c 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
- d 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
- (4) 自然災害からの復旧・復興工事の労働災害防止対策
- a 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
- b 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
- エ 製造業における労働災害防止対策
- (7) 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
- (4) 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
- (7) 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
- (エ) 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
- (オ) 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施
- オ 林業の労働災害防止対策
- (7) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
- (4) 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保
- ③ 業種横断的な労働災害防止対策
- ア 高齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策
- (7) 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく措置の実施
- (4) 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
- (7) 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
- (エ) 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施
- イ 転倒災害防止対策(STOP!転倒災害プロジェクト)
- (7) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- (4) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- (7) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進
- (エ) 転倒災害防止のため安全衛生教育時における視聴覚教材の活用
- ウ 交通労働災害防止対策
- (7) 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
- (4) 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
- (7) 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
- (エ) 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施
- エ 熱中症予防対策(STOP!熱中症クールワークキャンペーン)
- (7) WBGT値(暑さ指数)の把握とその結果に基づく適正な作業環境管理、休憩時間の確保を含む作業管理の実施
- (4) 計画的な熱への順化期間(熱に慣れ、その環境に適応する期間)の設定
- (7) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取
- (エ) 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患(糖尿病等)を有する者に対する配慮、日常の健康管理や健康状態の確認
- (4) 熱中症予防に関する教育の実施
- (7) 異常時の速やかな病院への搬送や救急隊の要請
- (キ) 熱中症予防管理者の選任と職場巡視等

令和2年 愛知の労働災害発生状況

愛知労働局

1 労働災害による死傷者の発生状況

愛知県内における労働災害による死傷者数は、令和元年に一旦減少したものの再び増加傾向にある。令和2年の愛知県内における労働災害による死傷者数（死亡・休業4日以上、以下同じ。）は7,461人で、対前年比475人（6.8%）の増加となり、過去10年間で最大となっている。

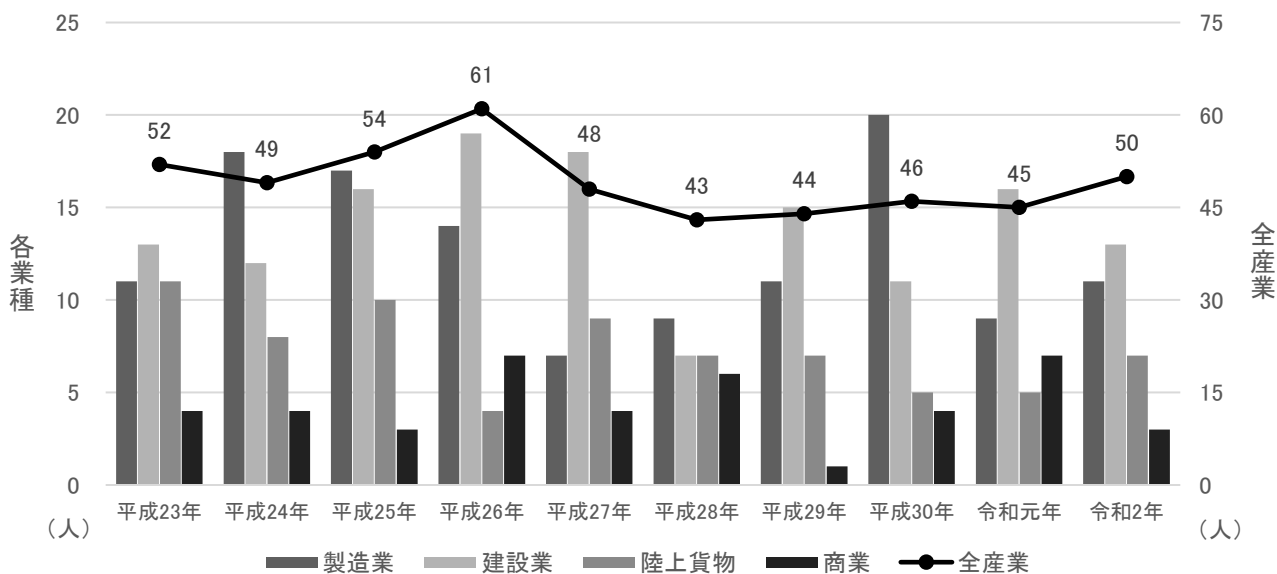


	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
製造業	2,120	2,060	2,037	2,027	1,902	1,904	1,938	1,986	1,895	1,889
建設業	701	627	711	712	668	643	674	673	645	723
陸上貨物	874	905	913	876	904	847	959	1,024	1,056	1,078
商業	970	911	862	1,068	886	906	1,040	1,145	1,048	1,145
全産業	6,572	6,392	6,534	6,703	6,349	6,360	6,749	7,117	6,986	7,461

単位: 人

2 死亡災害の発生状況

令和2年の愛知県内における死亡災害は50人となった。



	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
製造業	11	18	17	14	7	9	11	20	9	11
建設業	13	12	16	19	18	7	15	11	16	13
陸上貨物	11	8	10	4	9	7	7	5	5	7
商業	4	4	3	7	4	6	1	4	7	3
全産業	52	49	54	61	48	43	44	46	45	50

単位: 人

2-1 死亡災害の概況

令和2年は、令和元年より5人の増加となった。

令和2年の死亡災害について、令和元年と業種別で比較すると、建設業が16人から13人、商業が7人から3人へ減少したが、製造業が9人から11人、陸上貨物運送事業は5人から7人へ増加した。

製造業と建設業（災害件数上位2業種）で死亡災害の約半数を占めている。

2-2 事故の型別の発生状況

令和2年の死亡災害を事故の型別にみると、「墜落・転落」で11人、「はさまれ・巻き込まれ」で9人、「交通事故」で6人、「崩壊・倒壊」5人となっており、この4つの型で62.0%を占めている。

2-3 年齢別の発生状況

令和2年の死亡災害を被災者の年齢別にみると、20歳未満は0人、20～29歳で2人、30～39歳で11人、40～49歳で13人、50～59歳で10人、60～69歳で5人、70歳以上で9人となっている。

50歳以上の中高年労働者で48.0%、60歳以上の高齢労働者で28.0%を占めている。

2-4 経験年数別の発生状況

令和2年の死亡災害を被災者の経験年数別にみると、1年未満が2人、1年以上5年未満が13人、5年以上10年未満が6人、10年以上15年未満が3人、15年以上20年未満が8人、20年以上が18人であった。

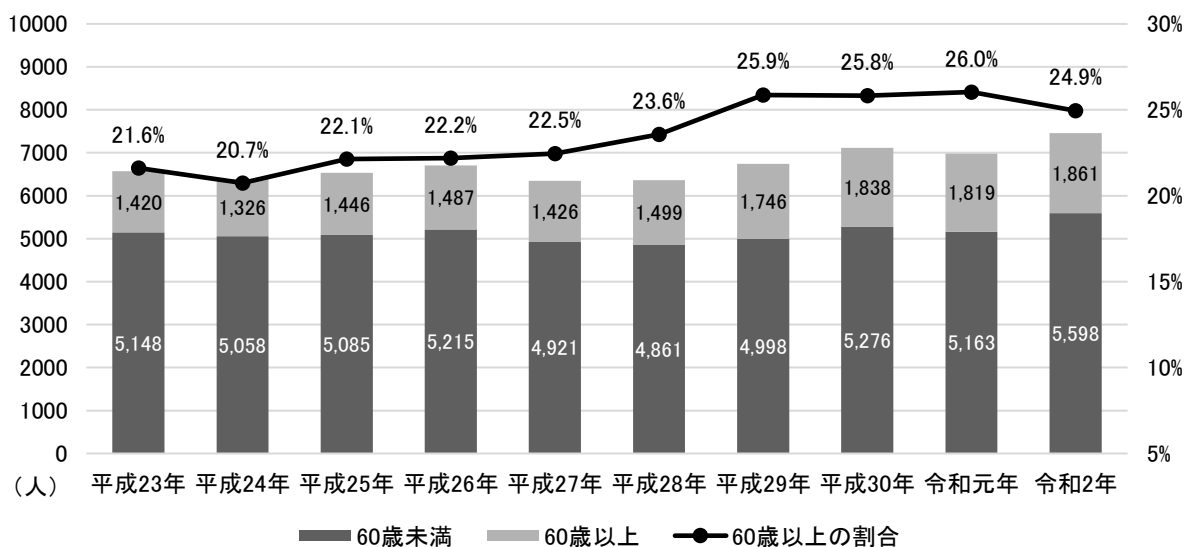
経験年数5年未満が30.0%となる一方、20年以上が36.0%を占めている。

3 高齢労働者における労働災害発生状況等

3-1 労働災害発生状況の推移

死傷災害に増加傾向がみられる60歳以上の高齢労働者の死傷災害の発生状況をみると、令和2年は1,861件となっており、全体の24.9%を占めている。令和2年は60歳以上の割合が下がっているが、60歳未満の災害が急増したことを要因とした割合の減少のため、60歳以上の災害発生件数自体に減少傾向は見られていない。特に平成29年を境に災害発生件数も割合も増加している。

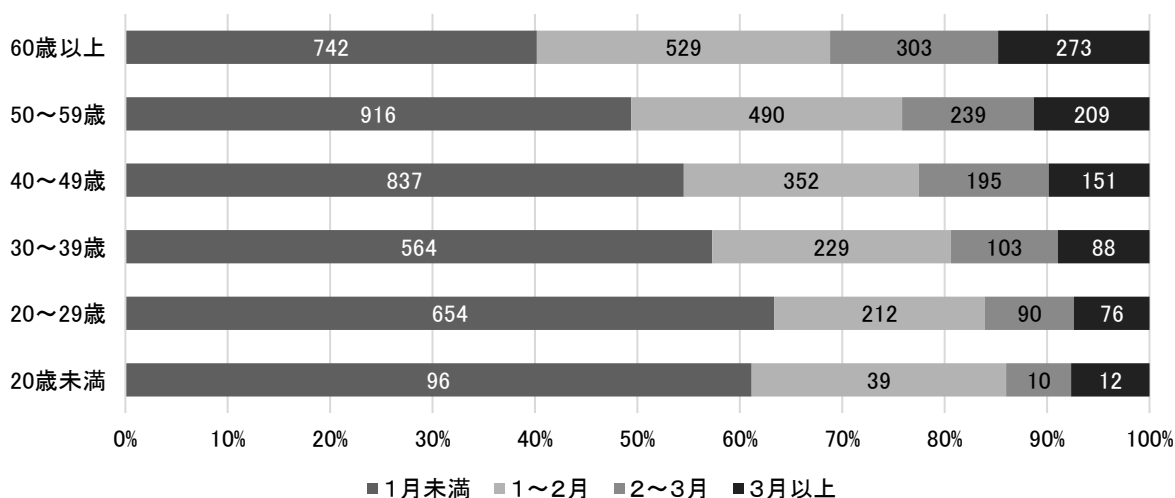
高齢労働者の労働災害発生状況の推移



3-2 年齢別休業期間

令和2年における被災労働者の年齢別休業見込み期間は以下のとおりであった。年齢が上がるにつれて、当該期間が長くなる傾向が見られ、60歳以上の高齢労働者においては、約6割が休業1か月以上となっている。

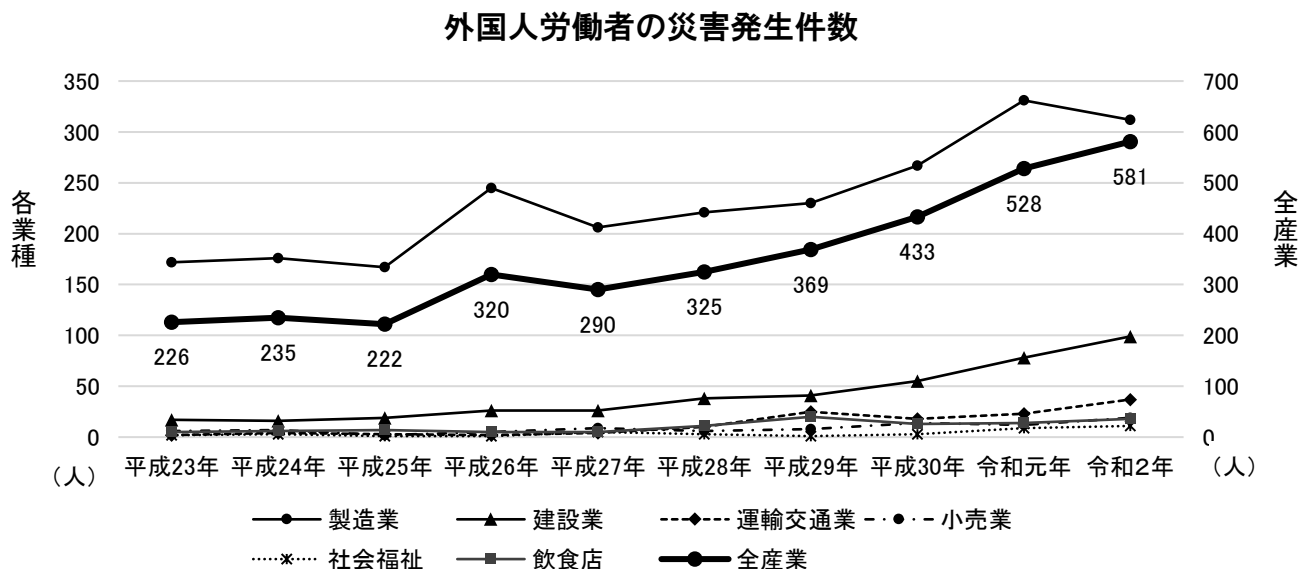
年齢別休業見込み期間の割合(令和2年)



4 外国人労働者における労働災害発生状況等

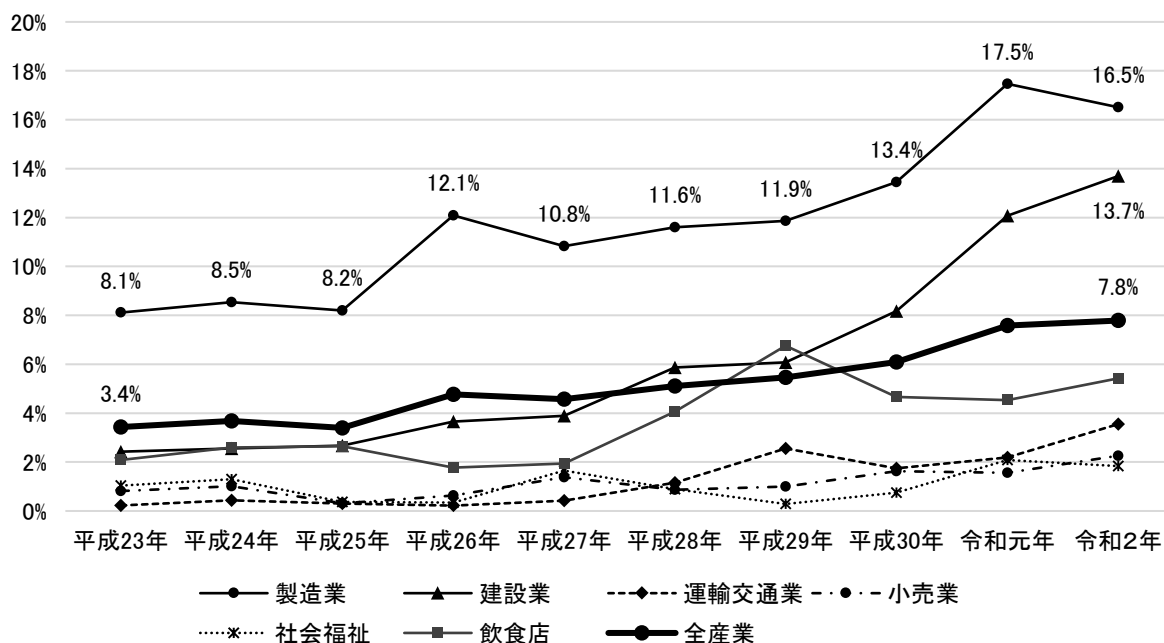
4-1 業種別発生状況の推移

令和2年の外国人労働者の死傷災害は581人となっており、平成23年の226人と比べ355人増加した(57.1%増)。特に製造業での件数が多く、また建設業では増加傾向にある。

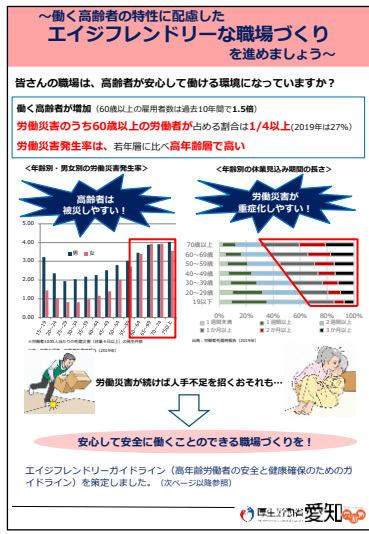


4-2 労働災害のうち外国人の割合の推移

労働災害のうち外国人労働者が占める割合は、令和2年では全体の7.8%を占めている。特に製造業・建設業では比率が高く、製造業は16.5%、建設業は13.7%を占めている。



「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」
 (エイジフレンドリーガイドライン)
 ～高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害防止のための健康づくりを～



ガイドラインのポイント

- **事業者に求められる取組**
 - ・安全衛生管理体制の確立等
 - ・職場環境の改善
 - ・高齢者の健康や体力の状況の把握
 - ・高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応
 - ・安全衛生教育
- **労働者に求められる取組**
 - ・自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努める
 - ・日ごろから運動を取り入れ、食習慣の改善等により体力の維持と生活習慣の改善に取り組む
- **国・関係団体等による支援の活用**
 - ・高齢労働者の労働災害防止対策の取組事例の活用
 - ・個別事業場に対するコンサルティング等の活用
 - ・エイジフレンドリー補助金等の活用

■ 詳しくは、愛知労働局ホームページをご覧ください
https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzaen_eisei/age-friendly.html



STOP！転倒災害プロジェクト
 ～転倒災害の防止に取り組みましょう～

- 転倒災害は労働災害の中で最も多く発生しており、現在も増加傾向にあります。厚生労働省では、これを防止するため、全国安全週間の準備期間である6月を重点取組期間として、労働災害防止団体とともに「STOP!転倒災害プロジェクト」を推進しています。各事業場において、チェックリストを活用した総点検等にお努めください。
- チェックリスト等は、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000111055.html>
- 転倒防止対策の一環として、「愛知労働局 転倒予防体操」を作成しました。愛知労働局ホームページから動画をご覧ください。是非ご活用ください。
https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/anzaen_eisei/_121845_00003.html



「安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を展開します
 ～第三次産業における労働災害防止の取組について～

- 第三次産業における労働災害は増加傾向にあり、特に、社会福祉施設、小売業、飲食店の災害はその約5割を占めています。厚生労働省は平成30年度から、これらの業種における労働災害を減少させることを目的として運動を展開していますが、令和3年4月1日、その名称と内容を一部改め「安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」として実施要項を定めました。
- 災害のない店舗・施設づくりは、施設利用者、消費者の安全にも寄与し、人材確保にも繋がります。ホームページをご参照の上、各事業場においても取組をお願いします。
https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzaen_eisei/safety-tenpo-shisetsu.html



外国人労働者を雇用する事業主のみなさまへ
外国人労働者に対する安全衛生対策には、適切な配慮をお願いします

■ 厚生労働省ホームページ「**外国人労働者の安全衛生対策について**」では、外国人労働者の安全衛生対策に活用いただける相談窓口、教材を提供しています。
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186714.html>



外国人在留支援センター安全衛生班

外国人在留支援センター安全衛生班では、外国人労働者を雇用する事業主及び外国人労働者の皆様からのご相談・個別支援を無料で行っています。是非ご活用ください。(委託先：東京労働基準協会連合会) <https://www.toukiren.or.jp/fresc/>



外国人労働者に対する安全衛生教育には、適切な配慮をお願いします。

外国人労働者の数は増加傾向にあり、平成27年には毎年約2,000人を増えています。

外国人労働者は一般的に、日本の労働慣行や日本語に不慣れなため、外国人労働者に適切な安全衛生教育を行うことが必要です。また、労働者としての権利や義務、労働安全衛生法などの法令についても理解してもらいましょう。

外国人労働者の安全衛生教育自主点検表

1. 安全衛生教育の実施	<input type="checkbox"/>
2. 作業手順の理解	<input type="checkbox"/>
3. 図解・自動の理解	<input type="checkbox"/>
4. 標識・図中の理解	<input type="checkbox"/>
5. 危険・危険の理解	<input type="checkbox"/>

労働安全衛生法に基づき、外国人労働者に対する安全衛生教育の実施は、事業者の責務です。適切な配慮をお願いします。

安全衛生教育資料

- ▶ **外国人建設就労者向け安全衛生視聴覚教材 (中国語・ベトナム語・インドネシア語・英語)**
<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/videokyozai2.html>
- ▶ **マンガでわかる働く人の安全と健康 (教育用教材)**
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13668.html
- ▶ **パンフレット「外国人労働者に対する安全衛生教育には、適切な配慮をお願いします。」**
<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000520581.pdf>



外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針 (外国人雇用管理指針)

外国人雇用管理指針では、**事業主が外国人労働者の安全衛生を確保するために行うべき事項を、**下表のとおり定めています。(抜粋)

安全衛生教育の実施	労働安全衛生法等の定めるところにより外国人労働者に対し安全衛生教育を実施するにあたっては、母国語等(*)を用いる、視聴覚教材を用いる等、当該外国人労働者がある程度理解できる方法により行うこと。特に、外国人労働者に使用させる機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法等が確実に理解されるよう留意すること。
労働災害防止のための日本語教育等の実施	外国人労働者が労働災害防止のための指示等を理解することができるようにするため、必要な日本語及び基本的な合図等を習得させるよう努めること。
労働災害防止に関する標識、掲示等	事業場内における労働災害防止に関する標識、掲示等について、図解等の方法を用いる等、外国人労働者がある程度理解できる方法により行うよう努めること。
健康診断の実施等	労働安全衛生法等の定めるところにより外国人労働者に対して健康診断、面接指導及び心理的な負担の程度を把握するための検査を実施すること。実施にあたっては、これらの目的・内容を、母国語等(*)を用いる等、当該外国人労働者が理解できる方法により説明するよう努めること。また、外国人労働者に対しこれらの結果に基づく事後措置を実施するときは、その結果並びに事後措置の必要性及び内容を当該外国人労働者が理解できる方法により説明するよう努めること。
健康指導及び健康相談の実施	産業医、衛生管理者等を活用して外国人労働者に対して健康指導及び健康相談を行うよう努めること。
労働安全衛生法等の周知	労働安全衛生法等の定めるところにより、その内容について周知すること。その際には、分かりやすい説明書を用いる、母国語等(*)を用いて説明する等、外国人労働者の理解を促進するため必要な配慮をするよう努めること。

(*) 母国語等…母国語その他当該外国人が使用する言語又は平易な日本語

eラーニング等により行われる安全衛生教育等の実施について

- 「インターネット等を介したeラーニング等により行われる労働安全衛生法に基づく安全衛生教育等の実施について」(令和3年1月25日付け基安安発0125第2号ほか)により、安全衛生教育等をeラーニング等により実施する際の基本的な考え方が示されました。

ウェブ会議システム等を利用したオンライン講習、オンラインでの教材閲覧・視聴等、いずれの場合も、受講者が受講した事実及び教育時間が法令で定める教育時間以上であることを実施者が担保すること、講師等が十分な知識又は経験を有すること、受講者から質疑を受け付け回答できる体制を整えることが必要とされています。

またeラーニング等を行う場合であっても、教育科目として実技教育または実地研修が必要な場合、および修了試験が必要な場合は、それを講師と同一場所で対面して実施することが求められています。

熱中症を防ごう！ ～STOP！熱中症 クールワークキャンペーン



- 厚生労働省は労働災害防止団体などと連携し、5月から9月まで、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します。愛知労働局は、これに合わせてパンフレット「熱中症を防ごう！」を作成し、熱中症予防の知識や取り組むべき事項の周知を図っています。
- 令和2年、愛知労働局管内では、92件の熱中症が発生し、全国ワースト1となりました。ワースト1返上を目指し、各事業場において対策に取り組まれますようお願いいたします。

<https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/content/contents/000851031.pdf>



「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」が特定化学物質（第2類物質）になりました
(令和2年4月22日公布・告示 / 令和3年4月1日から順次施行)



- 「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」が神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったため、特定化学物質（第2類物質）に加えられる等の改正が行われました。主な改正点は下記のとおりです。
 - 作業主任者の選任
 - 特殊健康診断の実施
 - 金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場における、溶接ヒュームにかかる空気中の濃度の測定、結果に応じた全体換気装置による換気、呼吸用保護具の使用等

- 愛知労働局ホームページにて、詳細をお伝えしています。

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/yousetsu_fume.html



石綿障害予防規則が改正されました (令和2年7月1日公布／令和3年4月1日等から順次施行)

- 石綿障害予防規則等の大きな改正が行われました。主な改正点は下記のとおりです。
 - 事前調査の規制強化等（事前調査を行う者の要件新設、事前調査結果の報告制度新設等）
 - 計画届の提出範囲拡大
 - 隔離した作業場所の点検等の充実
 - 石綿含有成型品・石綿含有仕上げ塗材の除去等の施工方法についての規制新設等
 - 写真等による作業の実施状況の記録についての規制新設、作業の記録等の充実
- 愛知労働局ホームページにて、詳細をお伝えしています。

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/ishiwatasoku_kaisei.html



電離放射線障害防止規則が改正されました (令和2年4月1日公布／令和3年4月1日施行・適用)

- 電離放射線障害防止規則等の改正が行われました。主な改正点は下記のとおりです。
 - 放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける等価線量の限度の引き下げ
 - 線量の測定および算定方法の一部変更
 - 線量の測定結果の算定・記録・保存期間の追加
 - 電離放射線健康診断結果報告書様式の項目の一部変更
- 愛知労働局ホームページにて、詳細をお伝えしています。

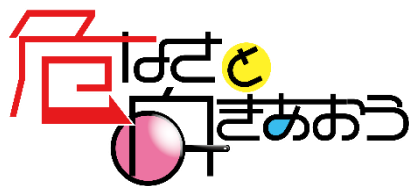
https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/denrisoku_kaisei.html



職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について

- 職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防のため、厚生労働省は「**職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト**」等を公開しています。各事業場において、これらを参考に自主的な取組等に努めていただきますようお願いいたします。
- 愛知労働局ホームページにて、詳細をお伝えしています。

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/tetsuzuki/_122148_00006.html



愛知労働局では「危なさと向きあおう」をキャッチフレーズに、安全衛生を科学的、論理的に考えていただくための特集コーナーを設けています。安全衛生を基礎から考えてみましょう。

「論理的な安全衛生管理の推進・定着」

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei/_121845.html



コラム 危いほど 向きあおう 「安全」とは

1. 全ての危なさをなくすことはできない

災害が絶対に起きないと保証することは、誰にもできません。このことから「絶対安全」と呼べる状態が、あり得ないことは明らかです。

また、この世の物事は、単純に「危険」と「安全」の2段階に割り切れるものではなく、その中間がほとんどです。ですから「危険」、「安全」と2段階で区別するのではなく、どのくらいの「度合い」であるかを考えることが最も合理的です。この危なさの「度合い」のことを「リスク」と呼びます。

2. 「リスク」を整理するツールが「リスクアセスメント」

リスクアセスメントでは、「リスク」すなわち、危なさの「度合い」を、負傷や疾病の「発生確率」と「ひどさ」の組み合わせで見積って、評点を付けます。評点を付けると、重要なものとそうでないものとを層別でき、度合いが高いものには注意を払い、低いものと区別するといったメリハリを付けることができるようになるからです。つまり、「リスク」を整理し、管理しやすくするツールが「リスクアセスメント」です。

3. 危なさと正しく向き合った状態が「安全」

国際的には、「安全」を『許容できないリスクがないこと』(ISO/IEC ガイド 51 : 2014)と定義しています。これを実現するためには、まず、リスクアセスメントによって危なさをひとつおりの順序立てて調べ、層別して整理することが必要です。次に、許容できないリスクについては対策を講じて「度合い」を下げ、許容できる「度合い」とします。

しかし、リスクゼロにすることは、一般的に不可能なので、残留リスクを記録して、その「度合い」に応じて日々の管理を行います。また、設備や作業の変更等とともに、危なさの「度合い」は変化しますので、これらを把握し、調べることも継続していかなくてはなりません。

危なさを把握する仕組みを持ち、対策を講じ、その上で付き合わざるを得ない危なさについては、承知して管理下に置く。これらが継続的に行われている状態、つまり、危なさと正しく向き合った状態が「安全」です。

愛知労働局は、危なさと正しく向き合うことを提唱しています。

リスクアセスメント 推進大会 2021あいち、 あいちの道。

11.29 (月)



日時：2021年11月29日（月） 13:30から16:00まで

会場：日本特殊陶業市民会館 フォレストホール
名古屋市中区金山一丁目5番1号

参加費：無料

主催：愛知労働局

協力：(公社)愛知労働基準協会
各地区労働基準協会
各労働災害防止団体

後援：日本労働組合総連合会 愛知県連合会
愛知県経営者協会

プログラム（予定）

- プロローグ
- 主催者あいさつ
- 基調講演『リスクアセスメントにおける世界の潮流』（仮題）
合同会社高岡労働安全技術研究所 高岡弘幸 氏
（元 AGC株式会社 JISHA 方式/ISO45001 認証審査員）
- ビデオメッセージ
明治大学名誉教授 向殿政男 氏
（リスクアセスメント指針制定時の委員会座長）
- 会場参加型パネルディスカッション
『リスクアセスメントはマネジメントの基礎情報』（仮題）
- 大会宣言
- エピローグ

■ 参加申し込み方法等は、近日中に愛知労働局ホームページで告知します。



リスクアセスメントを
基礎から学びましょう！

愛知 Aichi Labour Bureau 労働局 & Labour Standards Inspection Office 労働基準監督署

- 愛知労働局及び管下労働基準監督署では、管内事業場へのリスクアセスメント等の普及促進を図るため、「リスクアセスメント出前講座」を行います。
- 労働局または労働基準監督署の担当者が、依頼を受けて複数の事業場が集まる場に出向き、リスクアセスメント等について説明します。(講師料不要)

1 出前講座を受けることのできる団体等

- (1) リスクアセスメントは、事業者の責において行われるものであることから、商工会、協同組合その他、**事業者により構成される団体等**（以下「依頼団体」という。）であることが必要です。
- (2) 依頼団体の構成事業場が、**リスクアセスメントの推進に前向き**であることが必要です。
- (3) 依頼団体の**事務局が愛知県内にあり、構成事業場に愛知県内の事業場が含まれていること**が必要です。なお、構成事業場の所在地が局又は署の管轄範囲を超えていても差し支えありません。

2 出前講座の受付要件、準備いただく事項等

- (1) 出前講座を受講する事業場（以下「受講事業場」といいます。）は、**愛知県内の事業場を中心**としてください。また、**参加期待数は、10事業場以上**としてください。
- (2) 依頼団体において、受講事業場の名称及び所在地を取りまとめの上、**受講事業場一覧表として提出**してください。（愛知労働局ホームページから、参考様式をダウンロードできます。）
- (3) 依頼団体において、参加者を収容できる**会場及び、マイク、プロジェクター、スクリーン、ホワイトボード等の必要機器を手配**してください。なお、プロジェクターに接続するノートパソコンは、情報漏洩防止の観点から局又は署備品を使用します。
- (4) 依頼団体において、**配布資料を必要部数印刷し、当日、参加者に配布**してください。なお、資料原稿は、事前に局又は署から PDF 形式ファイルにより配付します。
- (5) 出前講座は、**非営利目的で開催し、90分以上のもの**としてください。

申し込み

- 出前講座を希望される事業場団体等の皆様は、以上のことをご承諾の上、**開催希望日の 1 か月前までに、団体事務局を管轄する労働基準監督署**あてお申込みください。
- 申込書等は、愛知労働局ホームページからダウンロードできます。
https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei/RA_delivery.html
- 詳細は、申込み受付後に署担当者が調整致します。

